

電波法及び放送法の一部を改正する法律

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課課長補佐 本村 優希
電波政策課電波利用料企画室課長補佐 秋山 真二
情報流通常行政局放送政策課課長補佐 隅田 昂平

要 旨

第217回通常国会において成立した「電波法及び放送法の一部を改正する法律」は、電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、①特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設、②無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化、③電波利用料制度の見直し、④中継局を廃止する際の受信者保護規律の整備等の措置を講ずるものである。

①については、特定高周波数無線局（6GHzを超える周波数を使用する相当数の無線局を一定以上の広がりを持った区域において一体的に運用するために開設される無線局）を開設することのできる者を、価額競争（入札又は競りの方法により、最も高い価額を申し出た参加者を落札者として決定する手続）により選定する制度を創設することとする。

②については、無線局の「紙の免許状」や基幹放送の「紙の認定証」を廃止し、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入するとともに、国、独立行政法人、規模の大きい免許人の免許等手続について、「書面による手続」を廃止し、「インターネットでの手続」を義務付けることとする。

③については、電波利用料制度について、以下の見直しを行うこととする。

（1）電波の利用状況を踏まえた電波利用料の料額の改定を行う。

（2）電波がひっ迫している現状や令和6年能登半島地震での課題等に対応するため、

ア 携帯電話基地局の強靭化のための補助金の交付

イ 特定周波数変更対策業務^{※1}の対象に周波数を共同利用する場合を加えるとともに、無線設備の代替有線設備^{※2}への変更工事に要する費用への給付金の支給等を可能とする使途の見直しを行う。

^{※1} 総務大臣が行う周波数割当計画等の変更に伴って周波数を変更する場合に行われる無線設備の変更の工事費用について、電波利用料を財源として給付金の支給等を行う業務

^{※2} 放送の中継局などの無線設備の機能を有線通信により代替する設備

④については、地上波の基幹放送事業者が中継局を廃止する際には、放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置（例：ケーブルテレビや配信サービス）を講ずる努力義務を課すこととする。

キーワード：電波法、放送法、特定高周波数無線局、デジタル化、電波利用料、中継局廃止、受信者保護規律

1. はじめに

令和7年4月25日に公布された電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号。以下「本法律」という。）は、電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設、無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化、電波利用料制度の見直し、地上波の基幹放送事業者が中継局を廃止する際の規律の整備等の措置を講ずるものである。

本稿では、本法律の制定に至る検討の経緯及び論点を紹介した上で、本法律による電波法（昭和25年法律第131号）及び放送法（昭和25年法律第132号）の各改正事項の概要について解説することしたい。なお、本稿中意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であることを予めお断りしておきたい。

本稿では、本法律による改正後の電波法及び放送法を指す場合は、それぞれ「改正後の電波法」及び「改正後の放送法」とし、本法律による改正前の電波法及び放送法又は本法律による改正がなされていない電波法及び放送法を指す場合は、それぞれ単に「電波法」及び「放送法」とする。

2. 経緯及び論点

2. 1. デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会

電波の利用が、技術の進展に伴い、陸・海・空・宇宙などあらゆる空間・あらゆる社会経済活動において普及・進化しており、イノベーション創出の源泉となっている。そのため、電波をデジタル社会の成長基盤として、ビジネスチャンスの一層の拡大に繋げることが重要となっている。

総務省は、これらを踏まえ、デジタルビジネス拡大に向けて、令和5年11月から「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」（座長：森川博之東京大学大学院工学系研究科教授）を開催してきた。本懇談会では、①電波利用の将来像、②電波政策上の課題、③電波有効利用に向けた新たな目標設定と実現方策について検討を行い、令和6年8月に報告書「WX（ワイヤレストランシーバーメーション）推進戦略」が取りまとめられた。

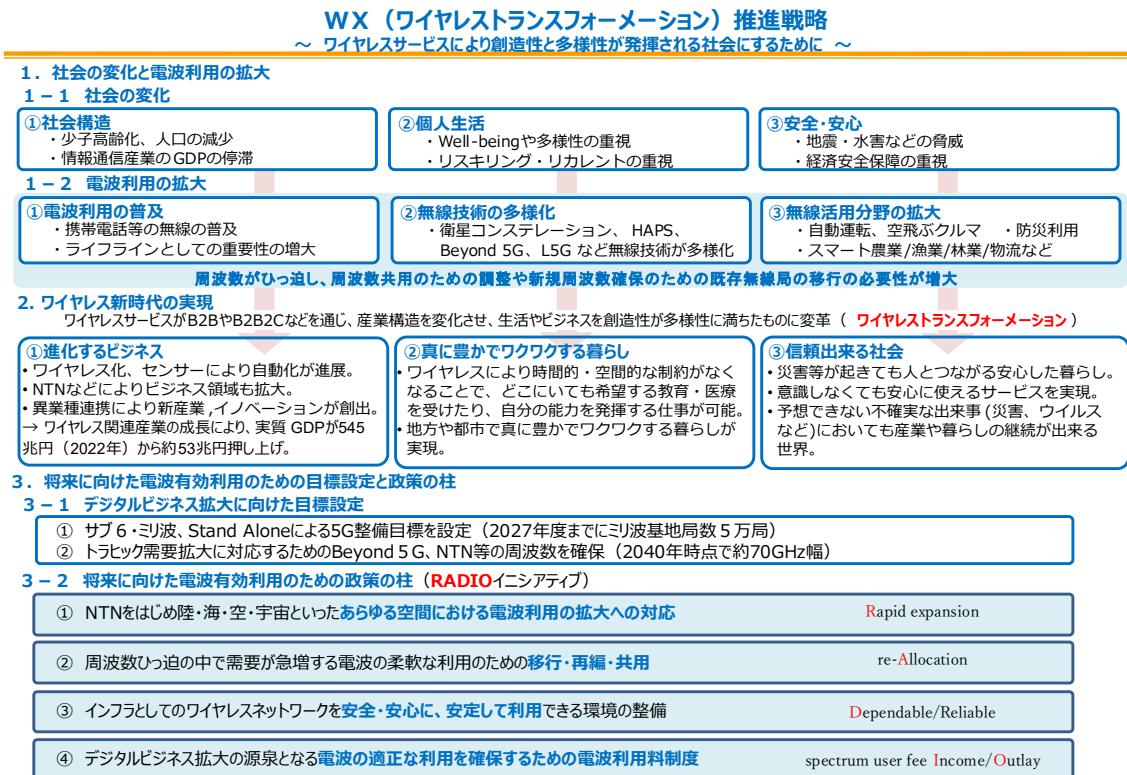
本報告書では、Sub6¹・ミリ波、Stand Aloneによる5G整備について、2027年度までにミリ波基地局数5万局といった整備目標が設定され、また、トラヒック需要拡大に対応するため、携帯電話網、NTN²、Wi-Fi等に割り当てる周波数の帯域確保の目標として、2040年までに約70GHz幅が設定された。また、社会の変化、ワイヤレスの広がり、経済効果などを鑑みるに、ワイヤレスサービスが、今後も引き続き重要なインフラの1つを担うことを

¹ 5Gで利用される周波数のうち、6GHz未満の周波数帯域。ミリ波と比べて広域利用に適している。

² Non-Terrestrial Network（非地上系ネットワーク）の略。人工衛星、成層圏等の高高度を飛行する無人航空機等を活用した地上の通信施設に依存しないネットワーク。NTNは、通信インフラの整備が困難な離島、海上、山間部等を効率的にカバーしてあらゆる場所で通信サービスの提供を可能とすると共に、自然災害をはじめとする非常時等の通信手段としても活用が期待されている。

見据え、ワイヤレスサービスにより創造性と多様性が発揮される社会にするための電波有効利用方策として、「NTN をはじめ陸・海・空・宇宙といったあらゆる空間における電波利用の急拡大への対応」、「周波数ひっ迫の中で需要が急増する電波の柔軟な利用のための移行・再編・共用」、「インフラとしてのワイヤレスネットワークを安全・安心に、安定して利用できる環境の整備」、「デジタルビジネス拡大の源泉となる電波の適正な利用を確保するための電波利用料制度」に関する提言が盛り込まれた（図1）。さらに、同懇談会における議論を踏まえ、総務省が取り組むべき施策を盛り込んだ「WX 推進戦略アクションプラン」が策定された。本法律は、先述の報告書や WX 推進戦略アクションプランを踏まえて検討されたものである。

図1. WX（ワイヤレストランスフォーメーション）推進戦略



（出典）総務省資料

（参考）デジタル変革時代の電波政策懇談会 5Gビジネスデザインワーキンググループ

本法律のうち、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設については、先述の「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」に先立ち、別途検討を行ってきた。

具体的には、今後の5Gへの割当ての中心となるミリ波等の高い周波数帯を活用した5Gビジネスを拡大していくための方策等（5Gビジネスデザイン）や、それに資する新たな割当方式としての「条件付オークション」の制度設計について検討を行うため、令和5年1月から「デジタル変革時代の電波政策懇談会」の下に「5Gビジネスデザインワーキンググループ」（座長：森川博之東京大学大学院工学系研究科教授）を開催し、同年8月に報告書が

取りまとめられた。

本報告書では、2020年代後半にかけて、国民が5Gの特長による利便性を実感できる形で5Gをビジネスとして社会に実装させるため、「インフラ整備」、「機器・端末の普及」、「ユースケースの創出」に一体的に取り組むことに加え、低い周波数帯（プラチナバンド～Sub6帯）の活用によるエリアカバレッジの飛躍的向上を図るとともに、新たな割当てが想定されるミリ波帯（26GHz帯/40GHz帯）での「条件付オークション」の導入を通じたイノベーションや新サービスの創出を促進することが必要であるといった提言がなされた。

2. 2. 放送を取り巻く環境の変化

放送を取り巻く環境は、ブロードバンドの普及や視聴スタイルの変化、人口減少の加速等、構造的な変化が生じており、放送が将来に渡って、その社会的役割に対する視聴者の期待に引き続き応えていく環境を整備することが課題となっており、放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが重要である。

このため、令和3年11月から「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（座長：三友仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）が開催され、地上基幹放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担軽減の方策として、例えば中継局設備の「共同利用型モデル」や小規模中継局等のブロードバンド等による代替等について議論が行われてきた。

これらの議論も踏まえ、総務省においては中継局の維持コストの負担軽減のため、日本放送協会（以下「協会」という。）と民間の放送事業者による中継局の共同利用を可能とする法改正（令和5年放送法改正）を行っており、現在、放送事業者は、各地域の状況に応じ、この中継局の共同利用も含めて、放送ネットワークの維持に向けた検討を進めている。

しかしながら、放送を取り巻く環境の変化が続く中で、こういった中継局の共同利用を進めたとしても一部の小規模な中継局の維持・更新が困難となりつつある状況において、現状の放送法の規律では、放送の受信者を十分に保護することはできない可能性があった。また、他方で、ケーブルテレビやブロードバンドが、全国的に広く普及し、無線以外の手段による放送番組の伝送が可能となってきた。

本法律は、このような状況を踏まえて検討されたものである。

3. 特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設

3. 1. 現行制度の概要

3. 1. 1. 現行の免許制度の概要

電波法は、周波数の割当てが可能であり、他の無線局に混信を生じるおそれがない等の一定の条件を充たす限り、最も早く申請を行った者に無線局の免許を付与する先願主義を原則としている（電波法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第12条等）。その一方、携帯電話基地局³や基幹放送局を始めとする公益性が高く競願が生じる可能性の高い無

³ 電波法上、公益性が高く競願が生じる可能性が高い無線局として「電気通信業務用基地

線局については、比較審査を通じて最も能率的に電波を利用し得る者に免許を付与するため、先願主義の例外として、総務大臣が公示する期間内に免許の申請を行わなければならぬこととしている（電波法第6条第8項）。

携帯電話事業者がそのサービスを提供するためには、携帯電話基地局を全国各地に多数開設することが必要であり、そのような携帯電話基地局の開設を円滑に実施するためには、当該携帯電話事業者が一定の周波数について他者に妨げられず排他的に無線局を開設できるようにしておく必要がある。このため、電波法は、携帯電話基地局等⁴の全国的なエリアカバーが必要とされる無線局（特定基地局）については、開設を希望する者に開設に関する具体的な計画（開設計画）を提出させた上で、比較審査を通じて最も優れた開設計画を認定し、認定された開設計画を提出した者に排他的な免許申請権を付与することとしている（電波法第27条の12、第27条の14、第27条の18等。以下この制度を「特定基地局開設計画制度」という。）。

開設計画の認定のための比較審査においては、基地局のエリアカバー率、採用する無線技術の効率性、認定を受けた者が納付すべき金銭（特定基地局開設料）の額等の要素を総合的に評価する方式（以下「総合評価方式」という。）が採用されているが、実際には、特定基地局開設計画制度が携帯電話基地局等の円滑な全国整備を図るために導入された制度であることを踏まえ、特にエリアカバーを重視した運用が行われている。

3. 1. 2. 現行制度下での課題

電波利用の多くを占める携帯電話は、かつては700MHz帯等の比較的低い周波数帯（いわゆるプラチナバンド）を使用していたが、伝送容量の増加に伴い、現在では、1.7GHz帯、2.3GHz帯、3.7GHz帯、4.5GHz帯等の周波数帯も携帯電話に使用されるようになっている。このため、携帯電話における更なる伝送容量の増加も見据えると、今後生じる携帯電話以外の新たな電波利用ニーズに対しては、6GHz超の更に高い周波数帯の活用を図ることが最も現実的な選択肢となりつつある。

6GHz超の周波数は、伝搬距離が短いため利用の難易度が高く、従来は天文観測等の限られた用途に利用されてきたが、近年は、無線技術の進展により、一定の区域における大容量通信に利用することが可能となっており、同種の無線局を多数開設すれば、相当程度に広範囲な区域（例えば、市町村単位）における大容量通信に利用することも可能となっている。

このような6GHz超の周波数を利用した大容量通信（以下「高周波数大容量通信」という。）は、その実現のためには一定の区域内において同一の事業者が同種の無線局を相当数

局¹が定義されており、これには携帯電話サービスのための基地局のほか、全国BWA（Broadband Wireless Access：全国で利用可能なデータ通信サービス）のための基地局も含まれるが、本稿では分かりやすさの観点から、「電気通信業務用基地局」について端的に「携帯電話基地局」と表現し、携帯電話サービスを提供する事業者と全国BWAを提供する事業者について端的に「携帯電話事業者」と表現することとする。

⁴ 特定基地局の具体的な類型としては、携帯電話基地局のほか、地上波テレビジョン放送のデジタル化によって生じたVHF帯の空き周波数を活用したマルチメディア放送用の基地局が想定されていたが、後者に該当するサービスは現在では提供されていない。本稿では携帯電話基地局とマルチメディア放送用基地局を併せて「携帯電話基地局等」と呼ぶ。

開設する必要があるという点では携帯電話と共通するが、①同一の事業者が全国的なエリーアカバーを図ることまでは想定されておらず、エリーアカバー率が高いほど電波を能率的に利用しているとは必ずしも言えない、②農業分野、林業分野、工業分野、観光分野等の様々な分野における多様な用途が想定されており、実現のための技術方式も用途に応じた様々なものが提案されているといった点で、携帯電話とは異なる。このため、高周波数大容量通信を行うために開設される無線局については、以上のような特徴を踏まえた新たな周波数割当方式を導入することが必要である。

具体的には、比較審査を通じて希望者の中で最も能率的に電波を利用し得る者を選定し、その者に一定期間の排他的な免許申請権を付与するという点では現行の特定基地局開設計画制度と共通の仕組みとしつつも、その場合の比較審査の基準としては、創意工夫に基づく多種多様な利用形態の提案に対して中立的な審査を行う観点から、専ら希望者が排他的な免許申請権を得る対価として納付する意思のある金銭の額に着目した仕組みとすることが必要である。

3. 2. 改正の概要

3. 2. 1. 特定高周波数無線局の開設に係る価額競争方式の導入

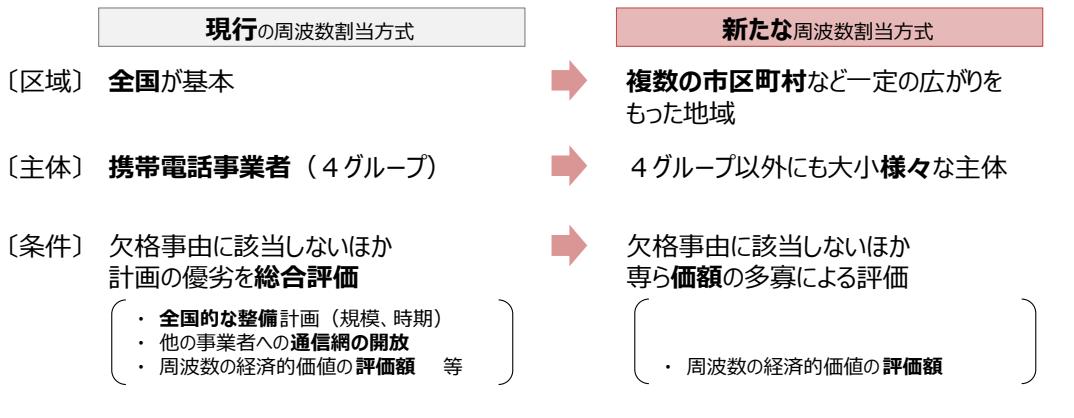
以上の考え方に基づき、まず、6GHz超の周波数を使用する相当数の無線局を一定以上の広がりを持った区域において一体的に運用するために開設する無線局^{5,6}については、先願主義に依らず、原則として、総務大臣が公示する期間内に免許の申請を行わなければならぬこととする【改正後の電波法第6条第8項第5号】。

その上で、上記の無線局（以下「特定高周波数無線局」という。）について、価額競争（参加者に入札又は競りの方法により納付する意思のある金銭の額の申出をさせ、最も高い価額を申し出た参加者を落札者として決定する手続をいう。以下同じ。）により当該無線局免許を排他的に申請することができる者を認定することが電波の公平かつ能率的な利用を確保するために有効であると認めるときは、価額競争を実施する制度（以下「価額競争方式」という。）を導入することとする（図2）【改正後の電波法第27条の20の2から第27条の20の6まで】。

⁵ 6GHz以下の周波数帯については、周波数帯ごとの利用形態が既に確立しているため、そのような競願が発生し得る利用類型（具体的には、基幹放送や携帯電話）を特定して規定することが可能であるのに対し、6GHz超の周波数帯については、広域利用の技術的見通しが最近立ったばかりであり、利用形態が確立しているとは言えないため、競願が発生し得る利用類型を具体的に特定することができない。このため、6GHz超の周波数帯については、無線局の間で行われる通信の最大距離等の、利用形態に対して中立的な指標により競願の発生し得る無線局の範囲を確定することとする。

⁶ 競願の発生し得る「一定の広がりをもった区域」の具体的な特定方法としては、相当数の無線局の間で行われる通信の最大距離に着目し、総務省令で定める距離を超える通信が行われることを要件とすることとする。また、例えば、東京駅周辺等の人が密集し利用価値の高い区域については、通信の最大距離が省令で定める距離以下であっても競願の発生が想定されるため、そのような区域を総務大臣が告示で定め、当該区域を含む区域において開設される無線局についても競願の発生し得る類型として規定することとする。

図2. 価額競争方式の具体的なイメージ



(出典) 総務省資料

3. 2. 2. 価額競争実施指針の策定

現行の総合評価方式による周波数割当てと同様、価額競争方式による周波数割当てにおいても、割当対象となる周波数や当該周波数の使用区域、一者当たりの割当周波数の上限等の詳細は、総務大臣が毎回の割当てごとに指針で定めることとする【改正後の電波法第27条の20の2】。

ただし、価額競争方式においては、総合評価方式の場合と異なり、携帯電話基地局等の開設を前提にした事項（電波法第27条の12第3項第3号ロ、第5号及び第8号）や、全国的なエリアカバーの早期実現を図るための事項（同項第4号及び第7号）、総合評価方式の実施に必要な事項（同項第6号及び第9号）については指針に記載しないこととし、代わって、価額競争の実施方法等を指針に記載することとする【改正後の電波法第27条の20の2第2項】⁷。

3. 2. 3. 価額競争の実施と排他的免許申請権の認定

価額競争の実施に当たっては、申請書の内容及び申請者の資格を審査した上で、落札金を納付する意思のない者が価額競争に参加するのを防止するため、原則として、参加者全員に保証金の提供を求めることとする【改正後の電波法第27条の20の3第1項から第6項まで】。

その上で、価額競争における落札者を、周波数及び周波数の使用区域を指定して、特定高

⁷ 今般導入する新たな周波数割当方式は、総合評価方式とは異なり、全国的なエリアカバーの実現を目的としたものではなく、特定の利用形態を前提としたものでもないが、一方で、他事業者の事業展開の妨害等を目的とした周波数の退蔵を認めるものではなく、社会の秩序を乱すような周波数の利用を認めるものでもない。このため、無線局の開設期限（1以上の無線局を最初に開設する期限）のほか、開設した無線局の運用を一定期間（例：2年間）以上継続して休止しないことや割り当てた周波数を反社会的な用途（例：違法薬物の取引）に使用しないこと等の必要最小限の条件を指針に定めることとし、これに違反した場合は認定を取り消し得ることとする【改正後の電波法第27条の20の2第2項第5号及び第6号】。

周波数無線局の免許を排他的に申請することができる者として認定することとする【改正後の電波法第27条の20の3第第7項及び第27条の20の6】。

3. 2. 4. 認定の取消し等に関する規律

現行の特定基地局開設計画制度と異なり、今般導入する新たな周波数割当方式は、認定を受けた者に対して全国的なエリアカバーの実現を求めるものではないが、一方で周波数の退蔵を認めるものでもない。このため、認定特定高周波数無線局開設者が指針に定められた開設期限までに全く特定高周波数無線局を開設しない場合や指針に定められた条件に違反した場合には、認定を取り消し得ることとする【改正後の電波法第27条の20の4第1項第2号及び第3号】。

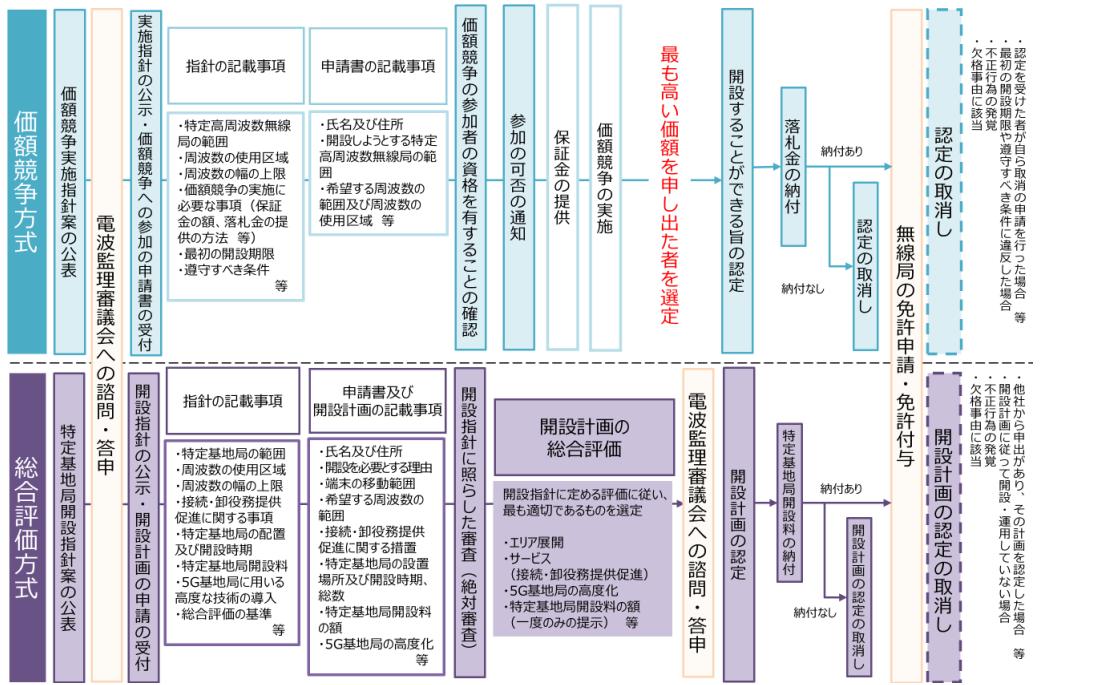
加えて、認定特定高周波数無線局開設者が無線局免許の種別横断的な欠格事由（電波法第5条第3項各号）に該当するに至った場合には、もはやその者による周波数の有効利用は期待し難い。このため、現行の特定基地局開設計画制度と同様、その認定を取り消し得ることとする【改正後の電波法第27条の20の4第1項第5号、第76条第8項及び第27条の16第7項】。

また、今般導入する新たな周波数割当方式は、自ら無線局を開設する意思のない者が転売目的で周波数を取得することを認めるものでもない。このため、認定特定高周波数無線局開設者の地位の第三者への譲渡については、合併や事業の全部譲渡等の包括承継による場合であって、その必要性や妥当性について総務大臣の許可を得た場合に限って認めることとする【改正後の電波法第27条の20の5】。

更に、周波数の退蔵を防ぐ観点からは、不要となった周波数の自主的な返上を奨励することが望ましい。そこで、認定特定高周波数無線局開設者は、指定された周波数を使用した特定高周波数無線局を開設・運用しないこととなったときは、総務大臣に対し、認定を取り消すべき旨を申請できることとする⁸（図3）【改正後の電波法第27条の20の4第3項及び第4項】。

⁸ 同じく周波数の退蔵を防ぐ観点から、認定特定高周波数無線局開設者は、不要となった周波数の一部の返上（指定された周波数等の変更の申請）を行い得ることとする【改正後の電波法第27条の20の3第12項第1号】。

図3. 総合評価方式と価額競争方式の手続面での比較



(出典) 総務省資料

3. 2. 5. 談合等を行った者に対する罰則

現行の特定基地局開設計画制度において特定基地局開設料の額があくまで総合的な評価項目の1つであるのと異なり、今回導入する新たな周波数割当方式は、専ら価額競争において参加者が申し出た金額の多寡を基準として排他的な免許申請権を付与する者を決定するものであるから、談合等の不正行為が行われる可能性が類型的に高い。

その一方、認定特定高周波数無線局開設者の認定は、国と私人との間に契約関係を生じさせないことから、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定（公契約関係競売等妨害罪）や入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 8 条の規定（職員による入札等妨害罪）は適用できない。

そこで、入札等により（契約に依らずに）一定の地位を占有する者を選定する近年の立法例において、いずれも同様の罰則を置いていることを踏まえ、価額競争の公正を害すべき行為をした者に対する罰則を規定することとする【改正後の電波法第109条の4及び第109条の5】。また、価額競争への参加者は法人が一般に想定されるため、法人の発意に基づく違法行為の抑止を図る観点から、法人に対する両罰規定を措置することとする【改正後の電波法第114条第2号】。

3. 2. 6. 落札金の使途の法定

今般導入する新たな周波数割当方式は、価額競争により電波を最も能率的に使用し得る者を選定するものであり、6GHz超の周波数の能率的な利用を増進することを目的としている。6GHz超の周波数の能率的な利用を推進していくことは、周波数の逼迫緩和という電波

政策の面でも、人口減少・少子高齢化に直面する我が国の課題の解決（人手不足の解消、持続的な経済成長等）を実現していく面でも重要であるため、6GHz超の周波数の能率的な利用の増進を目的とする施策に要する費用の財源を確実に確保することが必要である。

また、落札金は価額競争を通じて6GHz超の周波数を使用する免許人が納付する金銭であるため、新たな周波数割当方式の導入により、当該免許人による事業への投資の遅れや当該事業の利用者への価格転嫁が生じる懸念も一般に想定され、こうした懸念を回避するため周波数を使用しようとする者が価額競争への参加を躊躇すること等により6GHz超の周波数の円滑な利用に支障を来し、制度導入の目的が達成されないおそれもある。そして、事業者から落札金を高い周波数帯の活用促進のために充てるべき旨の意見が表明されていることを踏まえれば、免許人の理解を得て、制度を円滑に運用していくためには、落札金収入を6GHz超の周波数の能率的な利用の増進のための施策に充てることを制度として担保することが必要である。

以上から、今般導入する新たな周波数割当方式において、国に納付される落札金は、その全額を制度導入の政策目的である6GHz超の周波数の能率的な利用の増進に沿った使途に充当することとする【改正後の電波法第103条の5】。

具体的には、総務大臣が専ら6GHz超の周波数の能率的な利用の増進のために行う、①価額競争の実施又はその企画のための費用、②特定高周波数無線局に現に割り当てている又は将来割り当てることが見込まれる周波数（以下「特定高周波数無線局用周波数」という。）を現に使用している無線局（以下この3.2.6において「既存無線局」という。）の周波数変更に伴う工事費用等、③既存無線局との共同利用のための工事費用等（以下これらの費用を「特定高周波数対策費用」という。）を、落札金の使途として限定列挙することとする【改正後の電波法第103条の5第1項各号】。

この際、特定高周波数対策費用は既存無線局の移行や共同利用のための改修等に充てられるものであり、その性質上、既存無線局との調整や準備の状況等に応じて、財政需要の規模は会計年度ごとに大きく異なり得ることから、会計年度ごとの落札金収入と特定高周波数対策費用との間には過不足が生じることが想定される。

そこで、落札金はその全額を特定高周波数対策費用に充てるとの制度趣旨を貫徹するため、他の制度の例も踏まえ、ある会計年度において、①落札金収入が高周波数対策費用を超えると認められるときは、その超過額については高周波数対策費用以外の他の歳出に充て得ることを、他方、②落札金収入が高周波数対策費用に不足すると認められるときは、その不足額を補うため、過年度の収支の余剰分を当該年度の高周波数対策費用に充てることを明記することとする【改正後の電波法第103条の5第1項ただし書及び第2項】。

4. 無線局の免許状等のデジタル化等

4. 1. 現行制度の概要

総務大臣が無線局の免許を与え又は登録をしたときは、それぞれ免許状（電波法第14条、第27条の5）又は登録状（同法第27条の25）を交付することとしており、免許人又は登録人は、それぞれ免許状又は登録状の記載事項に変更があるときは訂正（同法第21条、第27条の28）を、免許又は登録が効力を失ったときは免許状又は登録状の返納（同法第24

条、第 27 条の 31) をしなければならない⁹。

同様に、総務大臣が基幹放送の業務を行おうとする者（以下「基幹放送事業者」という。）の認定をしたときは、認定証を交付することとしており（放送法第 94 条第 2 項）、認定証の交付を受けた者は、認定証の記載事項に変更があるときは訂正（同法第 99 条）を、認定が効力を失ったときは認定証の返納（同法第 102 条）をしなければならない。

また、総務大臣は、無線設備等の検査又は点検の事業を行う検査等事業者を登録したときに登録証を交付することとしており、登録検査等事業者は登録証をその事業所の見やすい場所に掲示しなければならない（電波法第 24 条の 4）。登録検査等事業者は登録時に申請した事項に変更があったときは登録証の記載事項の訂正（同法第 24 条の 5）を、登録が効力を失ったときは登録証の返納（同法第 24 条の 12）をしなければならない。

4. 2. 現行制度下での課題

近年、政府全体として、個々の行政手続やこれに関する行政機関の事務及び民間事業者の業務処理に係る一連のプロセスが電子情報処理組織を使用する方法により完結する「デジタルファースト原則」を推進している（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 2 条参照）。

電波法に基づく行政手続についても、特に多数の無線局を運用する携帯電話事業者や放送事業者から、免許等関連手続（免許又は登録に関連する変更・承継・廃止等の手続をいう。以下同じ。）について、電子情報処理組織を使用する方法により行うこと（以下「デジタル化」という。）による迅速化への要望がなされていることを踏まえ、行政及び免許人等双方の事務の効率化や負担軽減に資するデジタル化を更に推し進める必要がある。

電波法第 103 条に基づく手数料収入の約 9 割が免許等関連手続に関するものであり、これらの手続に要する事務コストは、書面による手続の場合と比べてデジタル化が実現すれば約 4 割減となると見込まれることから、免許状、登録状及び基幹放送事業者の認定証（以下「免許状等」という。）又は登録検査等事業者の登録証の交付等のデジタル化を推進することが必要である。

4. 3. 改正の概要

4. 3. 1. 無線局の免許状等のデジタル化

無線局の免許若しくは登録又は基幹放送事業者の認定（以下「免許等」という。）について、現在の免許状等の交付に代えて、免許等に係る事項を記録した電磁的記録（以下「免許記録等」という。）を作成し、免許人若しくは登録人又は認定基幹放送事業者（以下「免許人等」という。）に通知するとともに、免許記録等に記録されている事項¹⁰を、当該免許等

⁹ 無線局の運用に当たっては、免許状又は登録状に記載された目的又は通信の相手方等の範囲、空中線電力の範囲、運用許容時間等を超えて運用してはならない（電波法第 52 条から第 55 条まで）。

¹⁰ 現行の電波法及び放送法は、①免許状等に現に記載されている内容を指すときは「記載された事項」の語を、②客観的な事実を指すときは「記載した事項」の語を用いている。これを踏まえ、改正後の電波法及び放送法においては、免許等に際して電磁的記録に記録

の有効期間中、免許人等が閲覧することができる状態に置かなければならぬこととする【改正後の電波法第14条第1項及び第2項、第27条の5第2項、第27条の22、改正後の放送法第94条第2項】。

改正後の電波法及び放送法において原本となる免許記録等を常に最新の内容とするため、免許記録等に記録した事項について変更を生じたときは、総務大臣は、免許記録等を変更し、免許人等にその旨を通知することとする【改正後の電波法第21条第1項、第27条の28、改正後の放送法第99条】^{11,12}。また、免許等が効力を失ったときは、欠格事由（電波法第5条第3項、放送法第93条第1項）の有無の判断等に資するため、免許記録等にその旨を記録することとする【改正後の電波法第24条、第27条の30、改正後の放送法第102条】。

免許人等が真正な免許人等であることやその免許等の内容を証明する必要がある場合を想定して、免許人等は免許記録等に記録されている事項を証明した書面（以下「免許事項証明書等」という。）の交付を請求することができる【改正後の電波法第14条の2、第27条の23、改正後の放送法第94条の2】¹³。

4. 3. 2. 登録検査等事業者の登録証等のデジタル化

インターネットの普及によって、登録証の掲示義務の目的をインターネットの利用により実質的に代替できることとなったことを踏まえ、総務大臣は、登録簿の作成に代えて、登録検査等事業者の登録年月日や氏名等を登録検査等事業者登録ファイルに記録しなければならないこととし、その一部¹⁴をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした上で【改正後の電波法第24条の4】、総務大臣による登録証の交付

する事項について、①総務大臣が現に把握し記録している内容を指すときは「記録されている事項」の語を、②客観的な事実を指すときは「記録した事項」の語を用いて規定することとする。

11 免許記録に記録した事項のうち、①免許人又は包括免許人の氏名・名称等、②特定地上基幹放送事業者の特例（放送法第105条の2）としての確認に係る基幹放送局提供事業者の氏名・名称の変更については、総務大臣が把握するための手続が規定されていないことから、免許人に変更届出を義務付けることとする【改正後の電波法第21条第2項】。

12 総務大臣による登録記録の変更手続については、免許記録や認定記録の変更手続と同様、一括して規定することを基本とし【改正後の第27条の28】、総務大臣による記録の変更を個別に規定していたものは削除することとする【改正後の第27条の26第4項、第27条の33第4項】。他方、登録記録の変更が生じる場合のうち変更登録手続を伴うものについては、当初の登録手続について定めた改正後の第27条の22の規定を読み替えて準用することとなることから、例外的に、登録記録の変更手続について個別に規定することとする【改正後の第27条の26第3項、第27条の33第3項】。

13 高周波利用設備の設置許可についても、免許状のデジタル化に準じて、現在の許可状に代えて電磁的記録を作成し、許可を受けた者の閲覧に供する等の措置を講ずることとする【改正後の電波法第100条第5項】。

14 インターネットでの公表は、現行の登録証の掲示義務と同様、免許人等が登録の真正性を容易に把握可能とするための制度であることから、必ずしも必要な情報ではない「法人の代表者の氏名」や「事務所の名称及び所在地」については、現行の登録証記載事項（電波法第24条の4第2項）と同様、公表する事項から除くこととする。

及び登録検査等事業者による登録証の掲示義務等を廃止することとする^{15,16}。

あわせて、登録検査等事業者の登録簿に係る規定を準用している登録証明機関、登録修理業者及び登録周波数終了対策機関の登録についても、インターネットの普及を踏まえて同様の規律とするための改正を行うこととする。

4. 3. 3. 国の機関等に対する免許等関連手続のデジタル化の義務付け

免許等関連手続について、デジタル化した手続の割合は現在では約8割となっているが、残り約2割の書面による手続を全てデジタル化すれば、手続の手段の一本化により行政の事務負担が軽減され、事務処理速度も向上することとなる¹⁷。

そのため、国の機関や独立行政法人¹⁸及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設しているものとして総務省令で定める者を対象に、免許等関連手続について、総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない場合を除き、デジタル化を義務付けることとする【改正後の電波法第102条の19】。

¹⁵ 登録検査等事業者登録ファイルは専ら大臣が登録検査等事業者を把握・管理するために作成するものであり、個々の免許人等と常に最新の情報を共有する免許記録とは性質が異なるため、登録検査等事業者からの変更の届出に係る規定は存置する一方【改正後の電波法第24条の5】、変更に伴う更新については、総合無線局管理ファイルの管理と同様（電波法第103条の2第4項第2号）、その旨の規定は置かないこととする。これに対して、登録の失効に伴う抹消については、登録手続からの離脱を意味する重要な手続であることから、登録検査等事業者登録ファイルへの失効の記録に係る規定を置くこととする【改正後の電波法第24条の11】。

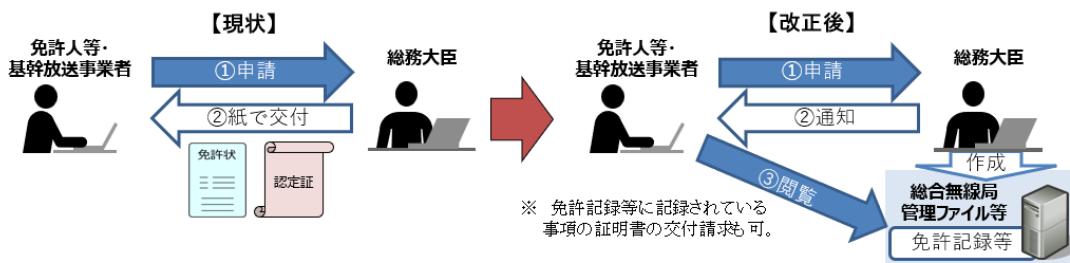
¹⁶ 登録検査等事業者の規定を準用している外国点検事業者の登録についても、改正後の電波法第24条の4の規定を準用した上で、登録証の掲示義務を廃止することとする【改正後の電波法第24条の12】。

¹⁷ 行政の事務負担が軽減され、事務処理速度が向上することによる副次的効果として、比較的多数の無線局を開設している免許人から、免許等関連手続に要する時間が短縮され、より速やかに免許が付与されるなど、免許人の負担軽減や利便性向上につながるメリットもあるとの指摘がある。

¹⁸ 政府全体として「デジタルファースト原則」を推進している中、国の機関や独立行政法人には、民間事業者に先立ち積極的にデジタル化に取り組むことが求められることを踏まえ、一律に義務付けることとする。

図4. 無線局の免許状等のデジタル化等の概要

- 無線局の「紙の免許状」や基幹放送の「紙の認定証」を廃止し、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入する。



- 国、独立行政法人、規模の大きい免許人の免許等手続について、「書面による手続」を廃止し、「インターネットでの手続」を義務付ける(※)。

(※) ただし、システムの故障等によりインターネットでの手続ができない場合は、書面による手続も可能とする。

(出典) 総務省資料

5. 電波利用料制度の見直し

5. 1. 電波利用料の料額等の見直し

5. 1. 1. 現行制度の概要

電波利用料は、電波の監視や総合無線局管理ファイルの作成及び管理など、電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(以下「電波利用共益事務」という。)の処理に要する費用(以下「電波利用共益費用」という。)を、その事務の実施により利益を受ける無線局の免許人等に負担させるものとして、平成5年度から導入されたものである。

電波利用料の料額については、3年間を一期間として¹⁹、その期間に必要と見込まれる電波利用共益費用(令和4年度から令和6年度までの3年間の見込額は約2,250億円)の1年分の額(約750億円)を、使用する周波数の幅、無線局数等に応じて当該期間に開設していると見込まれる無線局ごとに配分しており、原則として、1無線局当たりの1年分の料額を規定している(電波法第103条の2第1項、別表第6・第9)。

ただし、携帯電話等の広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局(以下「広域開設無線局」という。)については、割り当てられた周波数を需要に応じて可能な限り稠密に利用するインセンティブを働かせることを目的として、周波数の幅に応じた料額を納付させることとしている(電波法第103条の2第2項、別表第7・第8)。これにより、電波法別表第8においては、無線局の態様や目的に基づく分類に応じて、原則として1の無線システムに対して1種類の料額が規定されているが、携帯電話については、例外的に2種類の料額(3.6GHz以下の周波数のものと3.6GHzを超える周波数のもの)が規定されている。

¹⁹ 電波利用料は、少なくとも3年ごとに、その適正性の確保の観点から検討を加え、必要に応じ見直しを行うこととなっている(電波法附則第14項)。

5. 1. 2. 改正の概要

次期料額算定期間（令和7年度から令和9年度までの期間）の電波利用共益費用は現行と同様の額（約2,250億円（1年分の額は約750億円）を見込んでいる。）となるものの、無線局の開設状況等が異なることを踏まえ、電波利用料の料額等の再計算を行うこととする【改正後の電波法第103条の2第5項及び第6項、別表第6から別表第9まで】。

また、携帯電話について、今般、3.6GHz超の周波数においてもエリアカバーを目的とした置局であることが明確になったことから、3.6GHzを境界とする料額の区分を撤廃することとする【改正後の電波法別表第8】。

さらに、無線局の廃局等により無線局数が現在0局であり、かつ、次期料額算定期間において新たな置局が見込まれない区分が存在していることから、当該区分を削除することとする【改正後の電波法別表第6】。

5. 2. 携帯電話基地局の強靭化に係る補助金の交付の追加

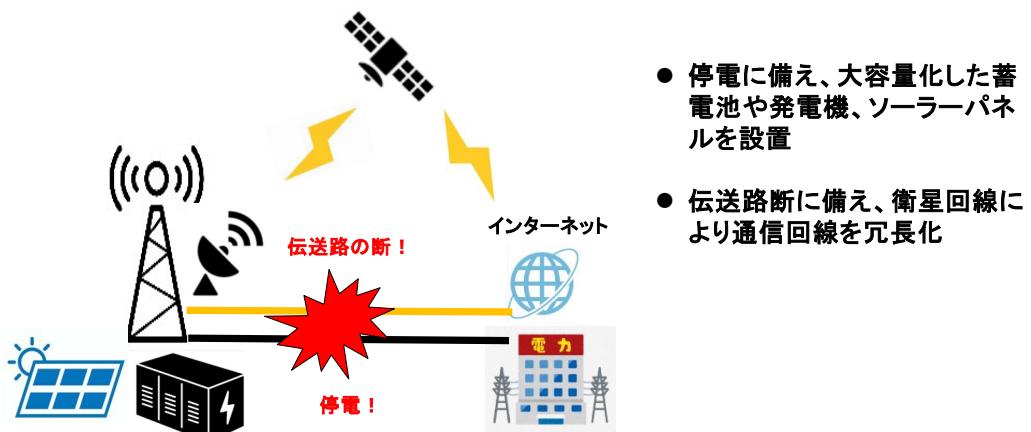
5. 2. 1. 現行制度下での課題

携帯電話は、我が国の国民生活・経済活動を支える基盤となっており、特に昨今の自然災害発生時における救助・救命活動等における通信手段の確保の観点からも重要性が増している。令和6年能登半島地震においては、携帯電話基地局の損壊等により被災地での通信が途絶し、救助・救命活動等に甚大な影響を与え、被災状況の把握に支障を来す事態となったことを踏まえ、携帯電話基地局の強靭化を推進する必要がある。

5. 2. 2. 改正の概要

大規模な自然災害が発生した場合においても、携帯電話用の設備の損壊等により業務に著しい支障を及ぼさないようにするために行われる当該設備の整備のための補助金の交付を電波利用共益事務に追加する（図5）【改正後の電波法附則第15項】。

図5. 携帯電話基地局の強靭化のイメージ



（出典）総務省資料

5. 3. 特定周波数変更対策業務の対象の拡充

5. 3. 1. 現行制度下での課題

特定周波数変更対策業務が電波利用共益事務に追加された平成13年当時と比較して、無線局数の飛躍的な増加とともに、周波数利用のひっ迫化・複雑化の傾向も格段に増している。そのため、技術革新や社会環境の変化も踏まえつつ、空き周波数への移行だけではなく、共同利用や有線への移行といった類型も想定して、周波数の変更を円滑かつ計画的に実施し、周波数需要を充足させていくことが必要である。

5. 3. 2. 改正の概要

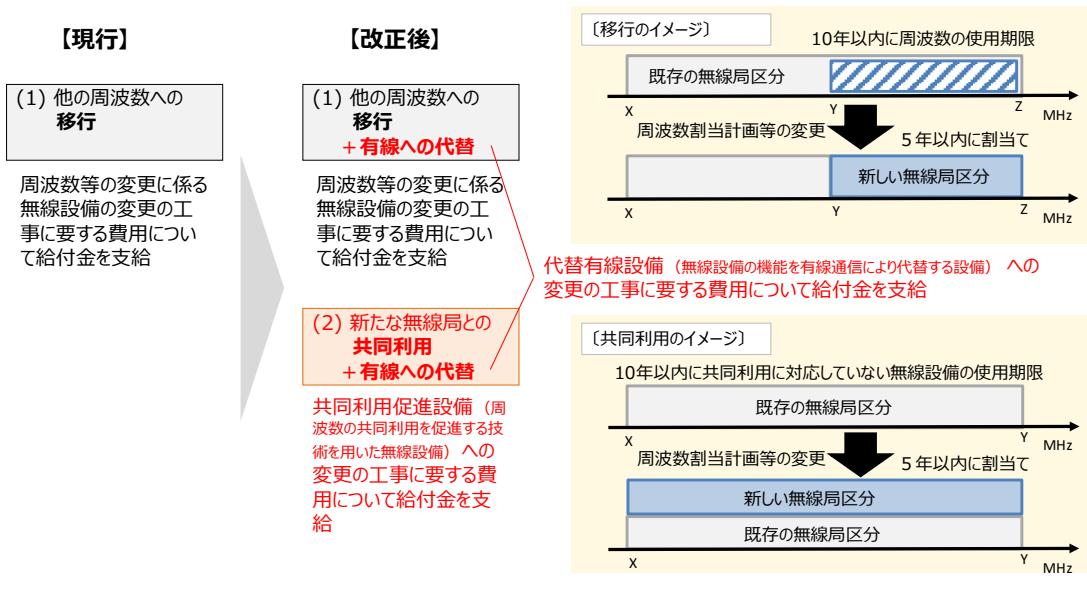
特定周波数変更対策業務を行う前提となる周波数割当計画等の変更について、周波数の移行を伴うものだけでなく、周波数の共同利用を伴うものもその内容に加えることとする【改正後の電波法第71条の2第1項第2号】。

その際、共同利用促進設備（周波数の共同利用を促進する技術を用いた無線設備）への変更に係る無線設備の変更等について、国が負担すべきものとして合理的な範囲とするため、周波数の移行と同様、周波数割当計画等の変更の公示の日から10年以内に共同利用促進設備以外の無線設備の使用の期限を定めることを要件とする【改正後の電波法第71条の2第1項第2号イ】。

また、電波利用料を充てる電波利用共益事務として必要かつ合理的なものとする観点から、既存無線局と同一の態様・目的のもの以外の新たな無線局に共同利用させること及び共同利用する新たな無線局からの免許の申請に対して5年以内に割当可能とすることを要件とする【改正後の電波法第71条の2第1項第2号ロ】。

さらに、既存無線局が周波数の移行や共同利用ではなく代替有線設備（無線設備の機能を有線通信により代替する設備）への変更を選択した場合も、当該変更に係る無線設備の変更工事費用に充てるための給付金の支給等を可能とすることとする（図6）【改正後の電波法第71条の2第1項第1号及び第2号】。

図6. 特定周波数変更対策業務の対象の拡充の概要



(出典) 総務省資料

6. 中継局を廃止する際の受信者保護規律の整備

6. 1. 現行制度の概要

特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者²⁰（以下「特定地上基幹放送事業者等」という。）は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、基幹放送をあまねく受信できるように努めるものとされ（あまねく努力義務）（放送法第92条）、当該責務に基づいて、これまで全国に基幹放送局を設置し、放送の普及に貢献してきた。

その上で、基幹放送事業者²¹は、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止しようとするときは、その旨を公表することが義務付けられている（放送法第110条の2）。

この公表義務の規律は、経営状況の悪化により、業務を廃止する基幹放送事業者が生じてきており、今後も業務を休廃止する者の出現が想定されるところ、基幹放送の社会的役割（国民が日常生活や社会生活を営むに当たり必要な情報を提供し、基本的情報の共用を促進すること等）に鑑み、当該休廃止により受信者に不測の事態が生じないよう、受信者の利益の保護の観点から、令和4年放送法改正により導入されたものである。

6. 2. 課題

これまで、特定地上基幹放送事業者等は、あまねく努力義務に基づき、全国に基幹放送局を設置してきたが、人口減少等の放送を取り巻く環境の変化に伴い、全国に設置してきた特

²⁰ 「特定地上基幹放送事業者」とは、ハード・ソフト一致事業者をいい、「基幹放送局提供事業者」とは、ハード・ソフト分離時のハード提供事業者をいう。

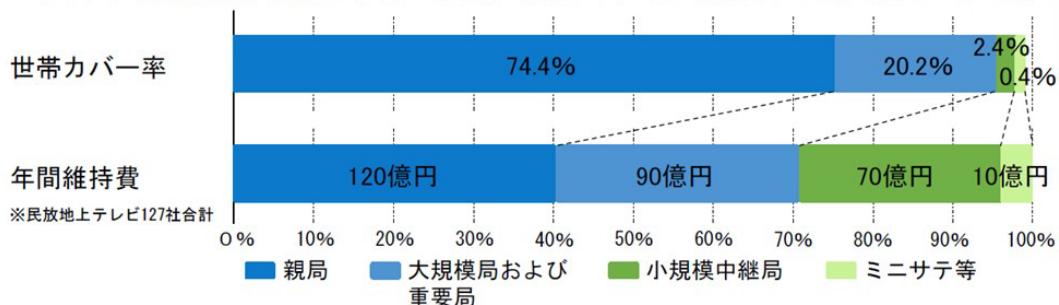
²¹ 「基幹放送事業者」とは、特定地上基幹放送事業者（ハード・ソフト一致事業者）及び認定基幹放送事業者（ハード・ソフト分離時のソフト提供事業者）をいう。

に小規模な基幹放送局については、その維持・更新が経営上の負担となってきた。特に、地上デジタル放送への移行から約15年が経過し、更新期限が迫る中で、このような基幹放送局の維持・更新が困難となりつつある。あまねく努力義務の規律は、特に民間の放送事業が発展する段階において、基幹放送局の設置による放送の普及を促してきたものであるが、放送事業が成熟した現在においては、それらの基幹放送局が経営状況の悪化等により縮退していく場面を想定した規律を検討する必要がある。

基幹放送局が廃止される可能性が今後高まる中で、基幹放送の社会的役割に鑑み、また受信者の利益の保護を図る観点²²から、特定地上基幹放送事業者等が、基幹放送局を廃止しようとする際には、その可能な範囲で、当該基幹放送局の区域内の受信者が、当該地域の基幹放送の放送番組を視聴できる一般放送等のサービスへの移行を確保するとともに、当該措置の実施内容を公表することが望ましいと考えられる。

図7. 民放の地デジ送信維持費

- ・ 全国の民放127社の地デジ送信所を、親局／大規模局および重要局／小規模中継局／ミニサテ等に4区分し、それぞれの世帯カバー率と年間維持費を集計した。
- ・ 「ミニサテ等」と「小規模中継局」は、世帯カバー率が極めて小さい(合わせて3%弱)にもかかわらず、年間維持費の負担が大きい(同約80億円/年)ことが、あらためて浮き彫りになった。



※ 民放の地デジ送信所について調査しており、共聴等は含まない。

※ 関東・中京・近畿広域の親局カバー率は広域親局を参照した。このため「親局」のカバー率はNHKと若干の差異があるが、「大規模局および重要局」を加えると94.6%となり、ほぼ一致している。

【出典】「デジタル時代における放送制度の在り方にに関する検討会」第8回会合(令和4年4月15日) 参考資料3(一般社団法人日本民間放送連盟提出資料) スライド2

(出典) 総務省資料

²² 地上基幹放送の基幹放送局が廃止となった場合、当該区域の受信者は、これまで直接受信に用いていた受信設備(アンテナ等)を使用できなくなるとともに、基幹放送の放送番組により日常生活や社会生活を営むに当たり必要な情報を得ていくためには、半強制的に一般放送や配信といった他のサービスに移行することとなり、大きな不利益を被ることとなる。また、現行の放送法上、地上基幹放送の基幹放送局が廃止される場合は、当該基幹放送局の廃止の旨のみが公表されることとなり、当該基幹放送局の区域内にいる受信者が、その基幹放送の放送番組の視聴を続けることを希望する場合には、自らその基幹放送の放送番組を再放送する一般放送や配信といった他のサービスを確認する必要があることから、受信者の利益の保護に欠ける点がある。

6. 3. 改正の概要

以上の課題を踏まえ、特定地上基幹放送事業者等に対し、あまねく努力義務に加えて、これまで設置してきた中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止する際には、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、受信者が、当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴することができるようするための措置を講ずるよう努めるよう、新たな努力義務を設けるものとする（改正後の放送法第92条第2項）。

また、放送法第110条の2の規定に基づく、基幹放送事業者²³の公表義務を強化することとし、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、基幹放送事業者又は当該基幹放送事業者と放送局設備供給契約²⁴を締結する基幹放送局提供事業者が改正後の放送法第92条第2項の措置を講ずるときは、総務省令で定めるところにより、当該措置の内容を公表しなければならないこととする（改正後の放送法第110条の2第2項）。

なお、本改正と関係して、特定地上基幹放送事業者等が放送法第92条の責務にのっとり講ずる措置に係る協会の協力義務（放送法第20条第6項・第7項）の範囲については、条文の改正はないものの拡大することとなる。すなわち、特定地上基幹放送事業者等が、中継地上基幹放送局の廃止により影響を受ける視聴者が放送番組を引き続き視聴することができるようするための措置を講ずるに当たって、協会は必要な協力をを行い、当該協力の具体的な内容に関する協議の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、協会は当該協議に応ずる必要がある。

7. おわりに

本法律は、公布の日（令和7年4月25日）から起算して9月を超えない範囲内において一部の規定を除き²⁵政令で定める日から施行することとした。

なお、本法律の施行後3年を目途として、本法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした（本法律附則第10条）。

²³ 改正後の放送法第92条第2項においては、「特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者」（①ハード・ソフト一致事業者と②ハード・ソフト分離時のハード提供事業者）に対し義務が課されている一方、同法第110条の2第2項においては「地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者」（①ハード・ソフト一致事業者と②ハード・ソフト分離時のソフト提供事業者）に対し義務が課されている。これは、前者については、ハード（中継地上基幹放送局）提供事業者が自らの中継地上基幹放送局を廃止することを契機として生じる受信者の不利益については、ハード提供事業者自身が対応することが適当であると考えられる一方、後者については、受信者との間に放送番組という接点を持つソフト提供事業者が対応することが適当であると考えられるためである。

²⁴ 基幹放送局提供事業者が、基幹放送局設備（ハード設備）を基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供する契約のこと。

²⁵ 国の機関等に対する免許等関連手続のデジタル化の義務付けに関する規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲において施行することとした。また、電波利用料の使途の追加及び特定周波数変更対策業務の対象の拡充に関する規定は公布日に施行することとした（本法律附則第1条）。

本法律により、電波の有効利用の促進及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化が実現することを期待する。